

専門学校・各種学校の留学生受入れ等に係る管理指針

平成17年 3月29日

16生文私行第2824号

一部改正 平成20年 5月 1日

一部改正 平成23年 3月 8日

一部改正 平成25年10月22日

一部改正 令和 元年 8月 8日

この指針は、東京都（以下「都」という。）が、専修学校専門課程（以下「専門学校」という。）・各種学校における留学生の受入れや在籍管理等について、適正な対応を行うための管理指針を設け、もって専門学校・各種学校の振興を図るために制定する。

専門学校・各種学校の設置者は、この指針により、出入国管理に係る法令、文部科学省及び出入国在留管理庁の通知等を遵守しながら、適正に留学生の受入れや在籍管理等を行うものとする。

第1 募集基準等

1 募集方法

- (1) 学校案内や入学募集要項等において、留学生の受入学科を明示すること。
- (2) 留学生の受入れに当たっては、これに関する法令、文部科学省及び出入国在留管理庁の通知等を厳守すること。

また、受入れや留学中における注意事項等を、あらかじめ留学生の募集要項等で示すこと。

2 受入数

- (1) 専門学校における留学生の入学許可者数は、原則として設置する全ての学科の入学定員を合算した数の2分の1以内とする。ただし、日本語学科を設置する専門学校については、原則として留学生総数を総定員数の2分の1以内とする。

なお、各種学校については、この限りではない。

- (2) 2分の1を超えて留学生を受け入れようとする場合は、次のとおりとする。

ア 2分の1を超える留学生を受け入れようとする年度の前年から過去4年間において、出入国在留管理庁からの「非適正校」の判定が1回以下であり、かつ留学生受入れのための組織体制が十分であると認められる場合については、事前に所轄庁に申し出た上で、2分の1を超える留学生を受け入れることができる。

イ 2分の1を超えて留学生を受け入れる場合については、一足飛びに受入数を増加させることなく、十分な受入体制を整備した上で、段階的に増加させること。

ウ 2分の1を超えて留学生を受け入れた後、上記(2)アに該当しなくなった場合には、留学生受入数を2分の1までに戻すこと。

3 入学選抜

- (1) 国内の日本語教育機関等からの入学選抜に当たっては、次のとおりとする。
- ア 選抜方法については、日本語能力、勉学意欲、留学理由、経費支弁等を確認するため、書類審査及び面接試験を必ず行うとともに、筆記試験の実施に努めること。
 - イ 日本語能力が次のいずれかに該当する者を選抜すること（日本語学科を除く。）
 - (ア) 日本語能力試験のN2（2級）以上に合格した者
 - (イ) 日本留学試験の日本語科目で200点以上を取得した者
 - (ウ) BJTビジネス日本語能力テストで400点以上を取得した者
 - (エ) 日本語教育施設で6か月以上の日本語教育を受けた者であって、入学選抜を行うそれぞれの学校において日本語試験を実施し、日本語能力試験N2（2級）相当以上であることを確認した者
 - (オ) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）において1年以上の教育を受けた者であって、入学選抜を行うそれぞれの学校において日本語試験を実施し、日本語能力試験N2（2級）相当以上であることを確認した者
- (2) 新規入国の場合の入学選抜に当たっては、次のとおりとする。
- ア 選抜方法については、日本語能力、勉学意欲、留学理由、経費支弁等を確認するため、書類審査のほか原則として面接試験を実施すること。
また、筆記試験についても実施に努めること。
 - イ 選抜する者の日本語能力については、(1)イを準用する（日本語学科を除く。）。
ただし、(1)イ(エ)及び(オ)に規定する施設及び学校の教育を受けた者については、入学選抜を行うそれぞれの学校が日本語能力試験N2（2級）相当以上であることを確認した者とする。

4 経費支弁

- 留学中の生活に要する費用の十分な支弁能力については、入学時において確認すること。
- なお、入学後においても、随時確認すること。

第2 入学時のオリエンテーション

- (1) 留学中の勉学、日本の生活環境や文化、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）等に係る注意事項等（以下「注意事項等」という。）を周知するため、入学オリエンテーションを開催すること。
- (2) 特に入国して間もない留学生に対しては、注意事項等を周知徹底すること。

第3 在学中の管理

1 指導教職員の配置

- (1) 留学生の生活指導を担当する常勤の教職員を必ず置くこととし、極力専任の教職員を充てるように努めること。
- (2) 留学生の日本語能力の向上を図るため、日本語指導教員を置くように努めること（日本語学科を除く。）。

2 連絡先等の把握

留学生の住所、電話番号、帰国時の連絡先、経費支弁者その他の者の連絡先等を必ず把握しておくこと。

3 学外における生活指導の徹底

- (1) 留学生に対して、日本の生活習慣、住居、緊急時の対処法等の学外における日常生活上の指導（以下「生活指導」という。）を行うこと。
- (2) 特に入国して間もない留学生に対しては、生活指導を徹底すること。

4 留学生の在籍管理の徹底

- (1) 日常の出欠管理を徹底すること。
- (2) 長期欠席者又は出席状況が良好でない者については、面談等により改善指導を行うこと。
- (3) 無断欠席者、長期欠席者等に対する指導方針等を作成すること。
- (4) 除籍基準を設置し、留学生に対して周知徹底すること。
- (5) 除籍者については直ちに出入国在留管理庁へ報告するとともに、除籍者に対する帰国指導を徹底すること。
- (6) 退学者については、その後の進学、就職、帰国状況等を把握するとともに、当該留学生に対しては、出入国在留管理庁への所属機関に関する届出や在留資格の変更等の手続を周知し指導すること。
- (7) 学籍簿、出席簿等は在学証明書、出席証明書又は成績証明書の基礎となる原簿であり、確実に管理すること。
- (8) 資格外活動については、留学生の雇用主、労働内容、就業期間及び就業時間、雇用主の連絡先等を常時正確に把握しておくこと。
- (9) 資格外活動については、風俗営業や風俗関連営業が営まれている営業所において行うもの等は認められていないことを周知し指導すること。
- (10) 留学生に対して、住居地の届出等及び国民健康保険への加入について指導するとともに、その状況を把握しておくこと。

第4 卒業時の留意事項

留学生の卒業に当たっては、その後の進学又は就職状況を把握するとともに、当該留学生に対しては、出入国在留管理庁への所属機関に関する届出や在留資格の変更等の手続を周知し指導すること。

第5 出入国在留管理庁への報告

出入国在留管理庁への留学生に係る受入れの開始又は終了に関する届出や、受入状況の定期報告については、適切に行うこと。

第6 所轄庁への報告

第1 2(2)に基づき、2分の1を超えて留学生を受け入れた場合は、所轄庁へ年2回定期報告を提出すること。

第7 調査等への協力

- (1) この指針の実施状況について都が報告を求めたときは、積極的に協力すること。

- (2) 出入国在留管理庁及びその他の行政機関が行う調査等については、積極的に協力すること。

第8 管理指針違反

この指針に著しく又は故意に違反した場合には、都は、当該学校名を公表することがある。

附 則

この指針は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

1 この指針は、平成23年3月8日から施行する。

2 第1 2(2)にかかわらず、平成23年度又は平成24年度から、2分の1を超える留学生の受入れを開始する場合には、次のいずれかの基準に該当することが確認できれば足りる。なお、平成23年度に2分の1を超える留学生の受入れを開始し、平成24年度も継続して2分の1を超えて留学生を受け入れようとする場合、平成24年度については第1 2(2)アに掲げる基準に該当すること。

- (1) 受入予定年度の前年から過去4年間における入国管理局による判定において、「非適正校」の判定が1回以下であること。
- (2) 受入予定年度の前年から過去2年間のいずれの年においても、「非適正校」の判定を受けていないこと。

附 則

この指針は、平成25年10月22日から施行する。

附 則

この指針は、令和元年8月8日から施行する。